

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】 中期計画の達成に向け<u>おおむね順調</u>に進んでいる。 (理由) 年度計画の記載13事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>大学院専門職学位課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。</u> ○ 学生定員の未充足 平成26年度評価において評価委員会が課題として指摘した、<u>大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成25年度から平成27年度において、90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた抜本的な対応が求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 「I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標」の評定及び課題事項の記述を再考願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】 中期目標の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 専門職学位課程については、3カ年に渡り定員未充足（90%未満）となっていたことや、定員充足率が平成27年11月から90%となっていたとのことではあるが、平成28年5月時点では86.5%となっており、恒常的な定員充足に向けて、更なる取組が求められること等を踏まえた文案としているため。 なお、国立大学法人評価による未充足の起算時期は、運営費交付金における剰余金の繰越認定（いわゆる経営努力認定）の基準日に準じていることから、5月1日現在の学生数を基準としている。</p>

(理由) 年度計画の記載13事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、平成26年度評価において評価委員会が指摘した大学院専門職学位課程の学生収容定員の充足率に対する抜本的な対応が着実に実行されていること等を総合的に勘案したことによる。

○ 学生定員の未充足

平成26年度評価において評価委員会が課題として指摘した、大学院専門職学位課程については、学生収容定員の充足に向けた抜本的な対応が着実に実行され、平成27年10月入学者を含めた充足率が大きく改善されたものの、学長のリーダーシップの下、学生収容定員の充足に向けた抜本的対応などの取組を引き続き行うことが求められる。」

【理由】

本学では、平成26年度評価において評価委員会が課題として指摘した、大学院専門職学位課程における学生収容定員の充足率について、「今後、速やかに、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた抜本的な対応が求められる」という要求を受け止めて、平成27年度以降、総長のリーダーシップの下で、抜本的な対応を含む様々な改善施策を組み合わせ、それらを計画的かつ着実に実行している。

※ 平成27年度に取り組んだ主な施策

- ◇ 経済学研究科会計専門職専攻(会計大学院)における国際会計政策コース(1学年10名)の設置と公認会計士コースの定員の適正化
- ◇ 法学研究科総合法制専攻(法科大学院)・法学研究科公共法政策専攻

(公共政策大学院)におけるウェブ
サイト全面リニューアルによる「見
える化」促進、個別進学相談会、出
張入試説明会、オープンキャンパ
ス、出張講義等による募集活動の戦
略的展開

- ◇ 公共政策大学院における複数回
入試の導入
- ◇ 法科大学院における寄附金（JR東
日本奨学金）を原資とした、入試成
績上位者に対する奨学金制度の導
入及び在学者に対する奨学金制度
の拡充
- ◇ 法科大学院における学部3年次修
了生を対象とする「飛び入学制度」
及び社会人等を対象とする「特別選
抜制度」の導入

その成果として、平成26年11月1日現在
の学生収容定員充足率（*法科大学院で法学既
習者コースと法学未習者コースの構成を勘案した実質
的な収容定員充足率）は74%であったものの、
平成27年度から会計大学院に新たに設置
した国際会計政策コースの10月入学者数
を含めた平成27年11月1日現在の大学院
専門職学位課程の学生収容定員充足率は
90%（*小数点以下は四捨五入）となり、対前年
度比で顕著な改善が見られた。

平成28年度以降においても、改善施策
の効果を点検・検証しながら、法科大学
院の定員の適正化の検討などの制度改革
を含め、改善施策を計画的に実行するこ
ととしている。

※ 平成28年度以降に予定している主
な施策

- ◇ 法科大学院（一般選抜）における
複数回入試の導入及び第1回入試
時期の前倒し実施
- ◇ 法科大学院における総長裁量経
費の重点投資とJR東日本奨学金の
マッチングによる新たな入試成績
上位者に対する奨学金制度（「東北

大学法科大学院奨学生制度」) の導入

- ◇ 法科大学院における入学時期を同じくする複数回受験学生に対する2回目以降の入学試験検定料の不徴収措置の実施
- ◇ 法科大学院の定員の適正化の検討

以上のことから、評価委員会の指摘を踏まえて、平成27年度中において、一定の抜本的対応が実行され、また、着実に改善が進んでいることが明らかになるよう修正願いたい。

[参考] 専門職学位課程の収容定員充足状況

	平成26年度		平成27年度	
	5月1日 現在	11月1日 現在	5月1日 現在	11月1日 現在
収容定員	350人	350人	320人	320人
収容定員 (*)	295人	295人	265人	265人
収容数	222人	219人	197人	238人
収容定員 充足率	63%	63%	62%	74%
収容定員 充足率 (*)	75%	74%	74%	90%

(注) 法科大学院の収容定員は、文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第4条に基づき180人であるが、本学の法科大学院は、法学既修者コース(2年制・入学定員30人)及び法学未修者コース(3年制・入学定員20人)で構成しており、その構成を勘案した実質的な収容定員(*)は125人となる。この実質的な収容定員を基に算出した専門職学位課程の収容定員充足率(*)は、「90%」である。